

大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年大磯町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表上記以外の一般廃棄物の部搬入料金の項を次のように改める。

搬入料金	事業活動及びこれに準ずるものから排出されるもので、町が指定する処理施設へ搬入するとき。	10キログラムにつき 220円
	一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので、町が指定する処理施設へ搬入するとき。	10キログラムにつき 100円

別表備考2中「若しくは1立方メートル」及び「又は1立方メートル」を削り、備考3を削る。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

平成25年6月3日提出

大磯町長 中 崎 久 雄